

神奈川県HIV歯科診療紹介制度のご案内

歯科診療でお困りの HIV感染者・AIDS患者の方々に、 病院、歯科診療所を紹介します。

神奈川県内のHIV感染者とAIDS患者の報告数は、全国でも上位となっており、HIV感染者・AIDS患者の方々が安心して医療を受けられるような体制が求められています。

神奈川県と（公社）神奈川県歯科医師会では、HIV感染者・AIDS患者の方々がより身近なところで適切な歯科診療を受けられるよう、登録病院や登録診療所の協力を得て、「神奈川県HIV歯科診療紹介制度」を実施しております。

「神奈川県HIV歯科診療紹介制度」とは

HIV感染者・AIDS患者の方から、歯科診療の相談・希望があった場合に、通院に関する意向等に沿って、登録病院や登録診療所などの協力歯科医療機関を紹介するものです。



■問い合わせ先

～歯科診療受診の手続きに関しては～

- （公社）神奈川県歯科医師会

電話：045-681-2172（代）

FAX：045-681-2426

受付：月～金曜日 10：00～17：00

～この紹介制度の概要についてのお問い合わせは～

- 神奈川県健康医療局保健医療部健康危機・感染症対策課
感染症対策連携グループ

電話：045-285-0715

FAX：045-633-3770

受付：月～金曜日 8：30～17：15

歯科診療利用手順のながれ

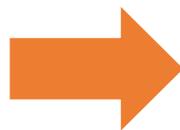
1

歯科診療を受けたいになったら

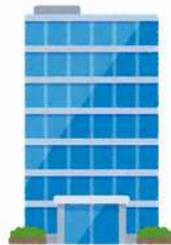
神奈川県歯科医師会に、歯科診療受診の手続きに関する問い合わせをします。



感染者・患者



問い合わせ



神奈川県歯科医師会

2

登録病院、登録診療所の紹介

神奈川県歯科医師会が、患者さんの希望に沿った、適切な登録病院または登録診療所を紹介します。

紹介を受ける際、HIV感染症で現在通院中の病院名と主治医の氏名を伝えてください。

3

登録病院、登録診療所を受診

神奈川県歯科医師会から紹介された登録病院または登録診療所を受診します。



感染者・患者



登録病院または登録診療所

適切な歯科診療が受けられるように、患者さんが受診しているエイズ拠点病院等での治療状態や服薬管理などについて、主治医と登録病院、登録診療所とで十分な連絡をとる必要がありますので、主治医からの紹介状等が必要になります。

●登録病院とは

- 県内の病院において、歯科または歯科口腔外科を有する病院で、HIV歯科診療紹介制度の協力病院のことです。
- 主に抜歯などの手術や口腔病変の処置、または免疫状態の低下している患者さんを診察します。
- 抜歯などの処置が終わった患者さんや免疫が回復した患者さんにおいては、その後の入れ歯などの治療は登録診療所を紹介する場合があります。

●登録診療所とは

- 県内の診療所で、このHIV歯科診療紹介制度の協力歯科診療所のことです。
- 難しい処置の場合や患者さんの免疫状態が低下している場合は、登録病院を紹介のうえ、処置をする場合があります。